

## 区分の妥当性について(案)

### 1. 意見の概要

ハツ目ウナギは第 3 類医薬品に変更することが適当ではないか。

### 2. 対応案

ハツ目ウナギはビタミン A を含有する動物成分であり、ビタミンAは妊婦又は妊娠の可能性のある婦人への投与に一定の注意が必要であることから、第 2 類医薬品のままとする。